平成２４年（フ）第２２１号
仙台市泉区みずほ台10番地の８　ロイヤルパークみずほ台104、従前の住所仙台市青葉区山手町23番10―1101号
債務者　村上まゆみ
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
仙台市青葉区赤坂１丁目10番地の３
債務者　郷古佳代子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
仙台市青葉区荒巻字三居沢１番地の８　ウインディ広瀬川
債務者　佐藤　徳夫
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
茨城県水戸市開江町2074番地の11
債務者　稲村　京子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
茨城県水戸市東赤塚253番地の20　けやきヶ丘ハイツＢ棟201号
債務者　大高　宏美
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２７号
茨城県水戸市石川１丁目3932番地の４　ペンギンズハウス201号
債務者　住谷　芳男
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３２号
茨城県水戸市河和田１―2444―２　ケアホームきらり、住民票上の住所茨城県日立市若葉町３丁目１番３号
債務者　菊池　辰男
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１３５号
茨城県小美玉市小川115番地８
債務者　我妻智英美
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５４号
茨城県水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート11棟３Ｆ２号
債務者　大信　克久
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
茨城県東茨城郡城里町大字春園683番地の１
債務者　野藤　弘美
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
長野県松本市大字島内5159番地ロ
債務者　末盛　裕之
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８号
静岡県下田市柿崎681番地の２　コテージナガトモ１号棟
債務者　阪本ひとみ
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２８９号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字打越2037番地132
債務者　小林　秀次
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２３号
住民票上の住所名古屋市中川区一色新町２丁目114番地
債務者　オートステージユカリこと　若山　敬高
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１０号
愛知県海部郡蟹江町本町７丁目54番地　ドミール蟹江101号
債務者　三輪　清春
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４７号
名古屋市中川区一色新町３丁目1414番地　メゾンアラカワ302号、住民票上の住所名古屋市中川区下之一色町字松蔭２丁目65番地の12
債務者　前川由紀美
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４８号
名古屋市中川区一色新町３丁目1414番地　メゾンアラカワ302号
債務者　前川　昭代
１　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部